

大紀町障害者活躍推進計画

機 関 名	大紀町
任命権者	大紀町長
計画期間	令和5年4月1日～令和10年3月31日(5年間)
大紀町における障害者雇用に関する課題	大紀町においては、令和4年6月1日時点では法定雇用率を達成しているが、今後も引き上げられる障害者雇用率の達成を維持していくとともに、障害のある職員の活躍のため、さらなる体制整備や取組等が必要である。
目 標	
①採用に関する目標	<p>【今後の雇用率(目標値)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和6年4月以降 … 2.80 % ・ 令和8年7月以降 … 3.00 % <p>(参考) 令和4年6月1日時点の大紀町雇用率 2.62%</p> <p>(評価方法) 毎年の任免状況通報により把握・進捗管理。</p>
②定着に関する目標	(評価方法) 毎年度末、当該年度採用者の定着状況を把握・進捗管理。
取 組 内 容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者雇用推進者として、総務企画課長を選任する。 ○ 障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、障害のある職員の相談窓口を設定し、庁舎内掲示等により周知する。 ○ 障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新規採用又は部署異動時等に面談を行い、障害のある職員と業務の適切なマッチングができてきているかの点検を実施し、必要に応じて検討を行う。 ○ 身体障害等により従来の業務遂行が困難となった職員から相談があった場合は、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	<ul style="list-style-type: none"> ○ 相談窓口への相談のほか、障害のある職員に対しては、必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。 ○ 措置を講じるに当たっては、障害のある職員からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。 ○ 募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・ 自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・ 介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・ 「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・ 特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
4. その他	国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。